



F No. 0 ・ 2 ・ 8  
平成20年5月31日

相模原市行政区画等審議会会長 様

相模原市長 加 山 俊 夫 印

相模原市の行政区画の編成等について（諮問）

附属機関の設置に関する条例（昭和37年相模原市条例第17号）第2条の規定に基づき、相模原市が政令指定都市に移行する場合における行政区画の編成及び行政区の名称について、相模原市行政区画等審議会の意見を求めます。